

草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託、清掃、警備等の役務の提供に関する業務委託並びに物品の製造、買入れ、修理又は売払い（以下「建設工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者若しくは有資格業者の役員等が、暴力団関係者であること又は暴力団関係者を利用していること等が判明した場合における指名除外等の措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 建設工事等の競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (2) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (3) 使用人 有資格業者に雇用されている者で前号に掲げる者以外の者をいう。
- (4) 受注者 市が発注する建設工事等の請負者又は受託者等をいう。
- (5) 不当要求行為 受注者に対する契約内容の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為及び暴力行為等社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をいう。
- (6) 暴力団 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (7) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。
- (8) 暴力団関係業者 暴力団と関係を有する有資格業者をいう。

(指名除外)

第3条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、草加市建設工事等の契約に係る指名除外等審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を指名から除外するものとする。

2 市長は、前項の規定により有資格業者のうちの共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「組合等」という。）を指名から除外するときは、当該組合等の構成員のうちの有資格業者についても審査会の議を経て、当該組合等の指名から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名から除外するものとする。

3 市長は、第1項に規定により組合等の構成員のうちの有資格業者を指名から除外するときは、当該組合等についても審査会の議を経て、当該有資格業者の指名から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名から除外するものとする。

4 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる事案

の発覚後、指名除外決定までの間に同表に掲げる措置要件のいずれかに該当する役員等を変更した場合についても、審査会の議を経て、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を指名から除外するものとする。

(指名除外の特例)

第4条 有資格業者が1つの事案により別表に掲げる措置要件の2つ以上に該当することとなった場合における指名除外の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名除外の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が過去に別表各号の措置要件に係る指名除外を受け、新たに別表各号の措置要件のいずれかに該当することとなったときの指名除外の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍の期間とする。

3 草加市建設工事等請負業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）別表第2各号に規定する措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件のいずれかに該当することとなったときの指名除外の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍の期間とする。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は第1項の規定による指名除外の期間の長期を超える指名除外期間を定める必要があるときは、別表又は第1項の規定にかかわらず、指名除外の期間の長期を別表又は第1項に規定する期間の長期の2倍の期間まで延長することができる。

5 市長は、指名除外の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前各項に規定する期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

6 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

(指名除外の通知)

第5条 市長は、第3条及び前条の規定により指名除外の措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約からの除外)

第6条 市長は、指名除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(下請負等の禁止)

第7条 市長は、建設工事等について、指名除外期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(関係機関への協力要請)

第8条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(不当要求行為への対応)

第9条 受注者及び受注者の下請業者が暴力団関係者から不当要求行為を受けた場合又は

不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、その旨を直ちに市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報しなければならない。

2 受注者は、市及び所轄の警察署と協力して、不当要求行為の排除対策を講じなければならない。

3 市長は、前2項の場合において必要と認めるときは、受注者に対し工程の調整、工期の延長等必要な措置を講じるものとする。

(審査会の設置)

第10条 第3条及び第4条の規定する指名の除外に関する審議を行うため、審査会を設置する。

(審査会の組織)

第11条 審査会は、草加市公共工事等発注審査委員会(以下「発注審査委員会」という。)の構成員をもって組織する。

2 会長は、発注審査委員会の委員長をもって充てる。

3 副会長は、発注審査委員会の副委員長をもって充てる。

(審査会の会長等の職務)

第12条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の開催)

第13条 審査会は、会長が召集する。

2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 緊急かつやむを得ない理由により審査会を開催できないときは、審査事項を記載した書面を委員に回付して、審査会の審議に代えることができる。

(所轄の警察との連携)

第14条 審査会は、所轄の警察との密接な連携のもとに運営するものとする。

2 審査会は、別表の措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、所轄の警察の参加を求め、当該情報の事実確認を行うものとする。

(事務局)

第15条 審査会の事務局を総務部契約課に置く。

(守秘義務)

第16条 審査会の委員及び事務局職員は、審査会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等から暴力団関係者を排除することに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、4条及び第14条関係）

措置要件	期間
1 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用しているとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団若しくは暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。	当該認定をした日から4月以上12月以内
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であることを知りながら、これを利用しているとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内
6 有資格業者又は有資格業者の役員等若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 市内で行われたもの。 イ 県内（アを除く。）で行われたもの。 ウ 県外で行われたもの。	逮捕又は公訴を知った日から12月 逮捕又は公訴を知った日から9月 逮捕又は公訴を知った日から6月